

## 第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

### 1 日時

令和2年4月23日（火） 午後2時から4時まで

### 2 場所

宮崎県企業局庁舎1階 県電ホール

### 3 出席者

#### (1) 委員（20名出席）

満園真由美委員、菅朋教委員、寺田菜穂子委員、松下綾委員、黒木龍委員、  
富永陽子委員、橋本昭彦委員、阿部泰宏委員、藤井寛史委員、平田政行委員、  
佐々木孝弘委員、岩崎香恵委員、石川優子委員、立元真委員、河原国男委員、  
大山江里子委員、佐藤公洋委員、西府茂樹委員、中嶋由香委員、渡久山郁子委員

#### (2) 事務局

教育次長（教育振興）、義務教育課長、特別支援教育課長、義務教育課長補佐、  
義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）、特別支援教育課主幹（指導担当）、  
義務教育課副主幹（義務教育・学力向上担当）  
義務教育課指導主事（義務教育・学力向上担当）  
特別支援教育課指導主事（指導担当）

### 4 議事内容

- (1) 県教育委員会あいさつ
- (2) 委員及び事務局職員紹介
- (3) 教科用図書選定審議会について
- (4) 会長及び副会長選出
- (5) 会長及び副会長あいさつ
- (6) 議事

ア 報告

イ 諮問

- ① 小学校及び中学校（県立以外）用教科用図書について
- ② 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について
- ③ 小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書について
- ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
- ⑤ 採択の公正性、透明性について

ウ 質疑

- (7) 今後の審議会開催計画
- (8) その他

### 5 要旨

- 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
- 委員の互選により、河原国男委員が会長、菅朋教委員が副会長として、選任された。
- 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
- 義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）が諮問事項1、2の答申作成の考え方及び諮問事項5の採択の公正性、透明性について、特別支援教育課主幹（企画指導担当）が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。

## 6 主な質疑内容

### (1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）用教科用図書について>

Q： 本年度、中学校の採択替えの年度ということであるが、県立中学校や中等教育学校においても同様に採択替えという理解でよいか。

A： 県立中学校や中等教育学校の前期課程においても採択替えということになる。ただし、県立中学校や中等教育学校は県教育委員会が採択を行うこととなる。

Q： 4つの基準と3つの観点を設定して、調査研究を進めていくという説明があったが、昨年度までの基準・観点と違いはあるか。

A： 採択の基準と、道徳科の観点については、昨年度と大きな変更はない。  
各教科の観点については、2の内容や指導の充実の観点について、新しい学習指導要領において重要視されている子どもたちが、「どのように学ぶか」、そして「何ができるようになるか」という視点を考慮し、昨年度の小学校と同じ観点にしたところである。

<小学校及び中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について>

Q： 今年度は、中学校において全教科の教科書採択が行われているということであるが、特別支援学校の中学部で使用する道徳の教科書については、どのような流れで採択が進むのか。

A： 採択の予定については、資料14ページにある中学校と同じスケジュールで進む。  
また、資料14ページにあるように、特別支援学校で校内教科用図書選定委員会を設定し、希望教科書を申請し採択していく流れである。ただし、平成31年答申の5ページにあるように、採択地区内にある採択協議会において選定された教科用図書と同一の教科用図書を採択することが原則となる。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 「情報の積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」に努めるとの説明であったが、具体的には、県そして地区はどのようなものを公表するのか。

A： 県としては、選定審議会員及び専門調査員の名簿、研究資料、選定審議会における議事の概要などを公表する。また、採択地区協議会においても、資料の18ページにあるように、議事録、採択結果、採択理由、研究資料などを公表するよう努力義務が課されている。いずれも、採択に関する説明責任が果たせるよう、教科書の特徴が明瞭に分かるような採択基準を設け、研究を進めていくことが重要であると考える。

<今後の審議計画について>

意見：事務局で答申案を作成し、第2回教科用選定審議会で提案してもらおうとありがたい。

<調査研究について>

Q：本年度も専門員を配置して調査研究を行うとのことだが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、昨年度までと同じような形で調査研究は行えるのか。

A：緊急事態宣言が発令されていることから、規模を縮小して、感染防止に配慮した上で調査を実施したいと考えている。

意見：昨今の状況を鑑みたとき、事務局の提案のように規模を縮小して、感染防止に配慮した形で調査を実施していただくことがよいと思う。

<事務局からの提案について>

Q：第2回の選定審議会について、事務局から予定（提案）があるか。

（提案1）

第2回の審議会は、5月28日（木）に行いたい。内容については、専門調査員による調査研究の報告をさせていただいた上で、事務局が作成した答申案について審議いただく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、審議会への委員の出席が困難となることも予想される。そこで、宮崎県教科用図書選定審議会規則第3条2項において、「審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。」とある。一方、第6条には、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は審議会が定める。」とある。従って、「不測の事態が生じた場合は、本審議会の出席について、委員の承認書への署名捺印をもって出席とみなしてよいか。」ということについて審議いただきたい。

（提案2）

宮崎県教科用図書選定審議会規則第3条3項には、「審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。」とある。

第2回審議会が開催できない場合、出席委員の意見を聞くことができないので、同規則第6条の規定により、会長、副会長には出席いただき、その他の委員においては、委任状の提出をもって、その一切の権限を会長に委任することとしてよいか。

全会一致で承認